

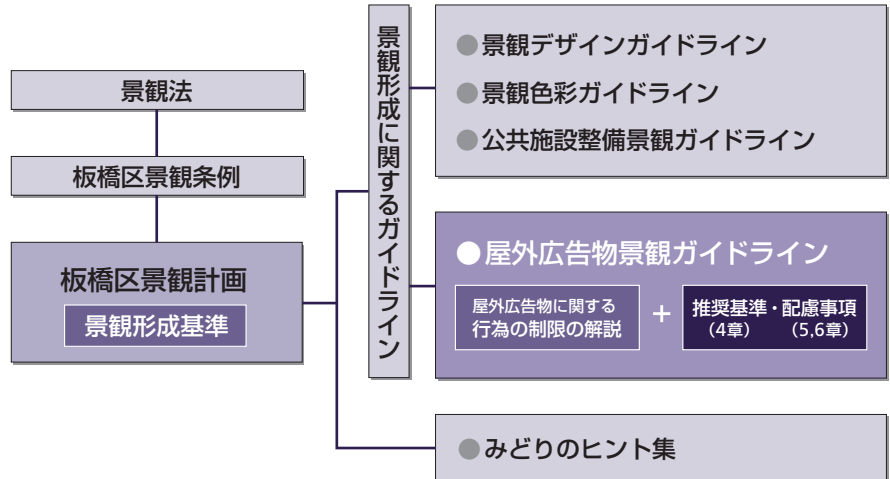
2 ガイドラインの目的と構成

2 ガイドラインの目的と構成

01 ガイドラインの位置づけと目的

板橋区では、平成23年8月から景観法に基づく板橋区景観計画を運用しており、その中で【景観形成重点地区】とそれ以外の区全域を示す【一般地域】のそれぞれに屋外広告物の表示等の制限を定めています。

屋外広告物景観ガイドラインは、板橋区景観計画に位置づけられた屋外広告物の表示等の制限について、その内容や考え方をわかりやすく解説するとともに、新たに推奨基準を定めて良好な景観形成を進めることを目的としています。



■図 屋外広告物景観ガイドラインの位置づけ図

2 ガイドラインの目的と構成

02 ガイドラインの対象

店舗看板や企業宣伝などの商業広告

屋外広告物は、民間事業者が設置する店舗の看板や企業宣伝広告などの「商業広告」が主となります。本ガイドラインでは、この「商業広告」を対象としています。

なお、商業広告とは別に、行政機関が設置する案内標識や注意喚起などの「公共サイン」については、本ガイドラインも参考にしながら、別途、各「公共サイン」設置機関が検討し、取り組むこととしています。

小さな広告物を含む全ての規模

板橋区は住宅地が多く、駅周辺や幹線道路沿道の商業地も親しみやすいスケールの街並みとなっています。

屋外広告物においても極端に大きいものは少なく、屋外広告物条例に基づく許可対象となる規模に満たない小さいものがほとんどですが、街並みの中では大きく感じられ、圧迫感を与えることもあります。

このため、本ガイドラインにおいては、小さな広告物も含めた全ての規模の屋外広告物を対象とします。

屋外広告物とそれに類する表示物

東京都屋外広告物条例に定められた屋外広告物の他、下記に示す屋外広告物に類する表示物等も対象となります。

東京都屋外広告物条例に基づくもの	屋外広告物に類する表示物等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告板（屋上、地上、壁面、突出） ・ 小型広告版 ・ 装飾街路灯 ・ 広告幕 ・ 広告旗 ・ はり札 ・ 電柱・街路灯柱利用 ・ 車体利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔 ・ アーチ ・ 店頭装飾 ・ 立看板 ・ はり紙 ・ アドバルーン ・ 標識利用 など
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓面利用広告（内側・外側） ・ 映像装置付き広告 ・ 自動販売機

03 ガイドラインの使い方

屋外広告物景観ガイドラインの構成の解説

板橋区内で屋外広告物やそれに類する標示物（屋外広告物等）の表示・掲出をお考えの方は、計画している屋外広告物等の立地を確認し、該当するページをご覧ください。

板橋区全域共通	共有していただきたい方向性	板橋区が目指す広告物景観 屋外広告物景観ガイドラインの使い方	1 ビジュアル解説いたばしの広告物 …… P.1 2 ガイドラインの目的と構成 …… P.5
	必ず守る必要がある基準 <small>適合しない場合は掲出の許可ができません</small>	本ガイドラインの対象と東京都屋外広告物条例について 本ガイドラインで対象とする屋外広告物の種類と定義について解説し、板橋区内における東京都屋外広告物条例による許可基準を紹介しています。	3 屋外広告物の基礎知識 …… P.7
	共通してご理解いただきたい内容	屋外広告物をつくるポイントと地域への配慮 屋外広告物の設計プロセスに沿ったポイントや屋外広告物の種類別の配慮事項、さらに情報や表示位置など屋外広告物を計画する際の考え方を解説するとともに、板橋区内を3つの類型に区分し屋外広告物を活用して地域らしさを育むための配慮事項を定めています。	4 地域らしさを育む屋外広告物の配慮事項 …… P.13
	広告物の掲出にあたっての景観形成上のルール	景観計画における屋外広告物の基準の把握 板橋区景観計画に定められた屋外広告物の基準を解説しています。	5 板橋区景観計画における屋外広告物の配慮事項と基準 …… P.32
エリア・地域別	該当する地域別にご理解いただきたい内容	一般地域の場合…エリア区分別のガイドラインの把握 該当するエリア区分の考え方や基準を確認してください。	6 一般地域のガイドライン …… P.37 <ul style="list-style-type: none"> ■ 幹線道路沿道エリア …… P.38 ■ 駅周辺エリア …… P.40 ■ 商店街エリア …… P.42 ■ 工業地エリア …… P.44 ■ 住宅地エリア …… P.46 ■ 河川沿いエリア …… P.48
		景観形成重点地区の場合…地区別のガイドラインの把握 景観形成重点地区の考え方や基準を確認してください。	7 景観形成重点地区のガイドライン …… P.50
	屋外広告物の許可を申請をする	屋外広告物の許可申請手続きの解説 屋外広告物を掲出するには、区へ申請して許可を受ける必要があります。その手続き方法について解説しています。	8 屋外広告物の掲出にかかる手続き …… P.60
	参考資料	用語の解説 屋外広告物に関する専門的な用語等を解説しています。	9 用語集 …… P.62

※許可不要物件の場合においても、本ガイドラインを活用し、周辺の街並み景観への配慮をお願いします。

※一般地域のエリア区分は、P.37の「板橋区の景観構造図」を参考にしてください。

3 屋外広告物の基礎知識

3 屋外広告物の基礎知識

01 屋外広告物とは

屋外広告物とは、(1) 常時又は一定の期間継続して (2) 屋外で (3) 公衆に表示されるものであって、(4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます (屋外広告物法第 2 条第 1 項)。

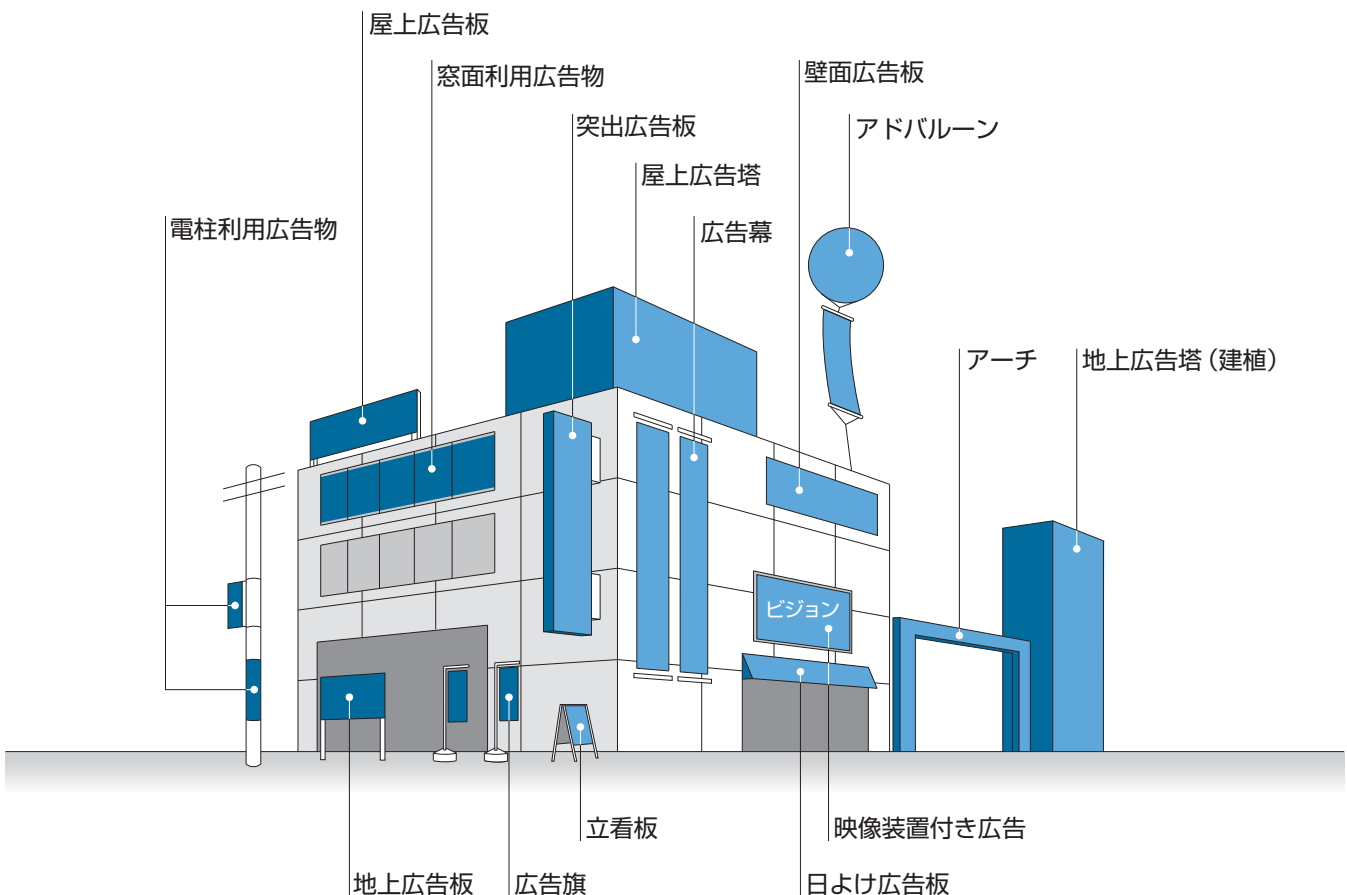
屋外広告物というと商業広告がすぐ頭に思い浮かびますが、具体的なイメージや観念を表しているものは、上記 (1) から (4) までの全ての要件を満たしていれば、営利的なものはもちろん、文字で表示されていない絵、商標、シンボルマークなども、その表示する内容にかかわらず屋外広告物ということになります。

本ガイドラインで対象とする広告物の種類と定義

No.	広告物の種類	定義 (東京都屋外広告物のしおりより)
1	広告塔	屋上 地上 (建植) 多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの (球形及び多面体を含む。)
2	広告板	屋上 地上 (建植) 壁面 突出 日よけ 広告表示面が板状で、1 面又は 2 面 (板の両面) に表示されたもの (建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む。)
3	小型広告板	広告表示面が板状で、1 面に表示されたもので、縦・横共に 1 m 以下のもの
4	はり紙	紙等に印刷又は手書された広告物で他の物件に貼付するもの
5	はり札等	ベニヤ板、プラスチック板及びブリキ板のように、比較的軽易な材質の板に紙その他のものを貼り、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接印刷したものを工作物等に針金等でつるし、若しくはくくりつける等容易に取り外すことのできる状態で取り付けたもの
6	広告旗	表示面積 3㎡以下ののぼり (モモタロウ旗) 等、容易に取り外すことのできる状態で立て、又は立て掛けられているもの。それを支える台等も含む。
7	立看板等	木枠等に紙張り、若しくは布張り等をしたものや、ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等に、紙、その他のものを張ったもの、又は直接塗装印刷したもの、置看板、パンフレットやチラシ等を掲出する物件等
8	電柱・街路灯柱利用広告物	電柱、電話柱又は街路灯柱に取り付けた広告物
9	標識利用広告物	標識 (バス停標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等) に取り付けた広告物
10	広告宣伝車	自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 別表第 2 に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用する広告物
11	バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	バス又は電車の車体に長方形の枠を利用して表示した広告物
12	上記以外の車体利用広告物	11 以外の方式による電車又はバスに表示した広告物及び乗用車又は貨物自動車に表示した広告物
13	アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用して広告表示したもの (東京都火災予防条例に適合するもの)
14	広告幕	布、ビニール等に広告表示し、建築物の壁面、地上のポール等に取り付けたもの (表示面積 3㎡を超えたのぼりを含む。) なお、枠を固定したり、パネル状に取り付けるなどにより、表示面 (幕の部分) が固定されたものは上記 2 の広告板として扱う。
15	アーチ	道路上を横断して設置するもの [広告幕 (横断幕) は除く。]
16	装飾街路灯	街路灯自体が広告と認められるもの
17	店頭装飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において、商品の入口周辺に一時的に設置するもの

No.	広告物の種類	定義（本ガイドラインで対象とするもの）
18 ※	窓面利用広告物	建築物の窓等の開口部に設けられた窓ガラス等に、直接又は間接的に常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの
	外側	
	内側	
19 ※	映像装置付き広告	平面ディスプレイ（液晶ディスプレイ、プラズマパネル、LED パネル等）や映像プロジェクターなどによって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に映像や情報を表示するもの
20 ※	自動販売機	貨幣またはこれに代わるカードなどの挿入により、自動的に物品、サービス、情報などを販売する機械装置

※ 18～20 は、景観に与える影響が大きいことと、近年区内で多く見られるようになってきた新しい広告の形態であることから、東京都屋外広告物条例の対象に加えて、本ガイドラインで取り扱うものとしします。



■図 屋外広告物等の種類

02 東京都屋外広告物条例の概要

板橋区内で屋外に広告物を掲出する場合は、まちの良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要です。

ここでは、東京都屋外広告物条例による屋外広告物の規制内容の概要を解説します。

なお、許可申請の手続きの方法については P.60 屋外広告物の掲出にかかる手続きをご参照ください。

東京都屋外広告物条例の制限項目

東京都屋外広告物条例では、掲出について次のような規制があります。

禁止区域	屋外広告物を表示し、又は掲出する物件を設置することを禁止する地域又は場所
禁止物件	屋外広告物を表示し、又は掲出する物件を設置することを禁止する物件
適用除外広告物	上記区域内・物件でも、一定条件のもと、例外的に掲出できる屋外広告物
許可区域	屋外広告物を表示し、又は掲出する物件の設置に知事の許可を要する地域又は場所

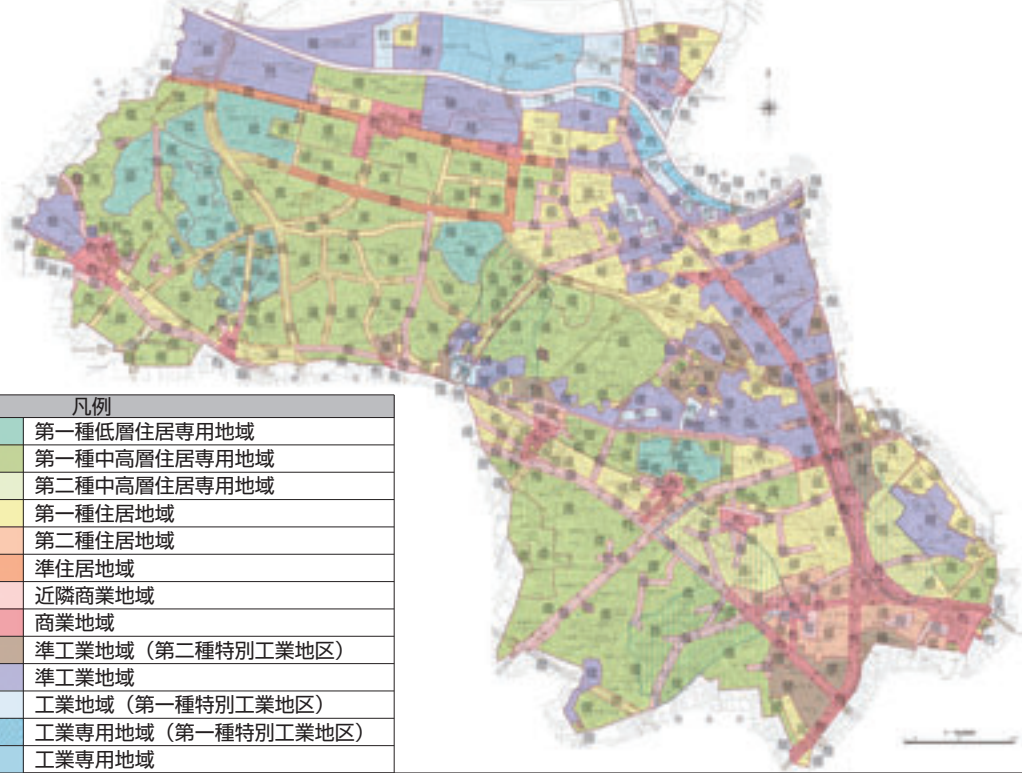
屋外広告物の出せないところ、出せるところ

東京都屋外広告物条例では、屋外広告物等を出す（＝屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する）ことを禁止する必要がある地域や場所を禁止区域（条例第6条第1項）として定めるとともに、街路樹やガードレールなどを屋外広告物を出せない禁止物件（条例第7条）として定めています。

また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域（条例第8条）として定めています。

区分	禁止区域・禁止物件	主な適用除外広告物	
		許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
禁止区域	禁止されている地域・場所の例	<ul style="list-style-type: none"> • 自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） • 道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの • 電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの • 知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの • 規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> • 自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） • 他の法令の規定により表示するもの等 • 国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの • 公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン • 自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの • 冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	<ul style="list-style-type: none"> • 第1種・第2種低層住居専用地域 • 第1種・第2種中高層住居専用地域 • 特別緑地保全地区 • 文化財保護法の建造物及びその周囲 • 歴史的又は都市美的建造物及びその周囲 • 墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 • 公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 • 学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 • 道路、鉄道及び軌道の路線用地 • 首都高速道路の道路境界線から両側50m以内で道路の路面高から15m以下の空間 • 上記の他、知事が定める地域 		
	禁止されている物件の例		
禁止物件	<ul style="list-style-type: none"> • 橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 • 道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 • 郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 • 石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 • 景観重要建造物、景観重要樹木 • その他知事の指定物件（パーキングメーター等） 		
	はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件		
	<ul style="list-style-type: none"> • 電柱、街路灯柱、消火栓標識 • アーチ・アーケードの支柱 		

板橋区内における屋外広告物の禁止区域と許可区域



※許可区域の中でも、P.11 に示す学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園、道路・鉄道の路線用地などの指定された場所は、禁止区域となります。
 ※板橋区用途地域図および都市計画図は、板橋区ホームページで閲覧することができます。また、有償刊行物としても販売しています。

自家用広告物の適用除外

「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等のことをいいます。(「事業又は営業の内容」の例 店名に続く「修繕・リフォーム全般」「訪問介護・デイサービス」「CD・DVD レンタル」等の表現)

なお、許可区域や禁止区域であっても、下記の表のとおり許可のいない範囲の面積内であれば申請は必要ありませんが、地域や地区により禁止されている事項及び表示できる面積が決められていますのでご注意ください。

また、許可のいない面積を超えた場合、許可区域内は、一般規格に合えば許可を受けて表示することができますが、禁止区域内は、下記の表の右欄の合計面積までとなります。この場合、許可のいる合計面積には、許可がいない範囲の面積 5㎡又は 10㎡も含まれます。

区分	地域・地区等	許可がいない合計面積	許可のできる合計面積の限度	禁止されている事項	首都高速道路の沿道※
禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> 第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 特別緑地保全地区 	合計 5㎡以下	合計 20㎡以下 (ただし、学校及び病院は 50㎡以下)	<ul style="list-style-type: none"> 屋上への取付け 壁面からの突出 ネオン管の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅 赤色光の使用 (表示面積の 1/20 以下は使用できる。この表において以下同じ。)
	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法により指定された建造物及びその周辺 歴史的・都市美的建造物及びその周囲 	地域により合計 5㎡以下又は合計 10㎡以下	表示内容は、自己の氏名、名称、店名又は商標に限る。(事業や営業の内容は表示できない。)	<ul style="list-style-type: none"> 屋上への取付け 光源の使用 高彩度の色彩の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅 赤色光の使用 露出したネオン管
	<ul style="list-style-type: none"> 全域 	合計 5㎡以下		<ul style="list-style-type: none"> 橋、高架道路・高架鉄道及び軌道、石垣等からの突出 	
許可区域	<ul style="list-style-type: none"> 第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域 	合計が 10㎡以下	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅 赤色光の使用 露出したネオン管の使用

※首都高速道路の道路境界線から両側 50m 以内で道路の路面高から 15m 以下の空間

東京都屋外広告物条例による許可基準

許可が必要なものだけでなく、適用除外等により許可を受けずに出すことのできる広告物も、次の基準を守る必要があります。

通則的基準の主なもの（条例第 19 条ほか）

共通	<ul style="list-style-type: none"> 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。 公衆に危害をおよぼすおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。 原則として、蛍光塗料及び蛍光フィルムは使用できません。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

個別的基準の主なもの（規則・別表第 3 第 4 の規格）

広告塔・ 広告板	土地に直接設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 広告物等の上端は、地上 10 m 以下としてください。ただし、商業地域内に設置する自家用広告物のうち、自己の氏名、名称、店名又は商標等を表示する場合には、13 m 以下とすることができます。 道路の上空に突出するものは、道路境界線からの出幅を 1 m 以下としてください。また、広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上 3.5 m 以上（道路境界線からの出幅が 0.5 m 以下の場合は、2.5 m 以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上 4.5 m 以上としてください。
	建築物の屋上を利用するもの	<ul style="list-style-type: none"> 木造建築物の屋上に設置するもの高さは、地盤面から 10 m 以下としてください。 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物の屋上に設置する広告物等（地盤面から広告物等の上端までの高さが 10 m 以下のものは除きます。）は、地盤面から設置する箇所までの高さの 3 分の 2 以下で、かつ、地盤面から広告物等の上端までの高さは、第 1 種・第 2 種・準住居地域内にあっては 33 m 以下、その他の用途地域においては 52 m 以下としてください。なお、PH（階段室・昇降機塔等）に設置するものは、窓口に御相談ください。 建築物の壁面の直上垂直面から突出して設置しないでください。
	建築物の壁面を利用するもの	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面から広告物等の上端までの高さが、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域内にあっては 33 m 以下、その他の用途地域においては 52 m 以下としてください（※）。 壁面の外郭線から突出して表示することはできません。 窓又は開口部を塞いで表示しないでください。ただし、広告幕の場合は、非常用進入口、避難器具が設置された開口部以外は除かれます。 建築物の一壁面に内容を同じくする広告物等を表示する場合には、各広告物等の間隔を 5 m 以上離してください。 広告物等（広告幕を除きます。）一面の面積は、商業地域内においては 100㎡以下、商業地域外においては 50㎡以下としてください。また、広告物等（広告物等の表示期間が 7 日以内のものを除きます。）を表示・設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計は、当該壁面面積の 10 分の 3 以下としてください。 自己の事業や営業の内容を含まない自家用広告物については、上記（※）の規定を超えて設置することができる場合があります（P.10 自家用広告物の適用除外を参照）。この場合は、特別なケースとなりますので、窓口に御相談下さい。
	建築物から突出する形式のもの	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面から広告物等の上端までの高さが、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域内にあっては 33 m 以下、その他の用途地域にあっては 52 m 以下としてください。 広告物等（つり下げのものを含む。）の道路境界線からの出幅が 1 m 以下であり、かつ、建築物からの出幅が 1.5 m 以下としてください。 広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上 3.5 m 以上（道路境界線からの出幅が 0.5 m 以下の場合は 2.5 m 以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上から 4.5 m 以上としてください。 広告物等の上端が当該広告物等を表示する壁面の上端を超えないでください。 広告物等の構造体は鉄板等で覆うなどして露出させないでください。
	道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道及び軌道の路線用地から展望できる野立広告物及びこれに類するものは、距離・間隔・高さ・面積・表示方法等について規制があります。 その他一部の道路沿いの広告物については、別に基準・規格がありますので、区の屋外広告物担当にお問い合わせください。
	電車又は自動車の車体の外面を利用する広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 車体利用広告につきましては、意匠等作成経過報告書の提出が必要な場合があります。 詳しい基準については、区の広告物担当の窓口でご確認ください。
	自転車に表示する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 車体のフレーム本体（前かごを含む。）への表示のみが可能です。掲出物件等を搭載・設置することはできません。
	電柱・街路灯柱及び標識を利用する広告物等の規格	<ul style="list-style-type: none"> 区の屋外広告物担当にお問い合わせください。

第1種・第2種住居地域内における広告物等の規格	<ul style="list-style-type: none"> 第1種・第2種住居地域内に設置する広告物等（自家用広告物及び工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画以外）の表示面積は、10㎡以下としてください。
第1種・第2種低層住居専用地域の境界線から50m以内に設置する広告物等の禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅はしないでください。ただし、展望できないものは除かれます。

広告物の総表示面積の規制〈総量規制〉(条例第22条、規則第20条)

近隣商業地域及び商業地域内にある高さが10mを超える建築物に表示する広告	<ul style="list-style-type: none"> 総表示面積は、一建築物の総壁面面積（※52mまでの高さの部分の面積）の60%を超えない面積としてください。ただし、表示期間が7日以内のものは除きます。
--------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

建物の高さが52m以下の場合

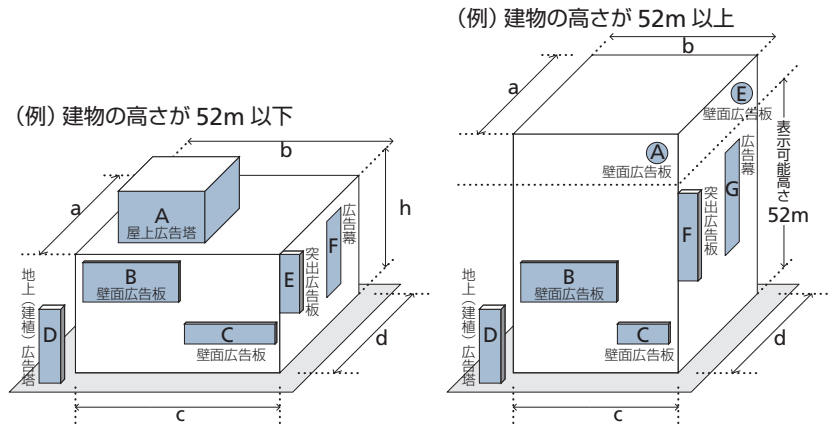
$$A+B+C+E+F \leq (a+b+c+d) \times h \times \frac{6}{10}$$

↓
総表示面積 総壁面面積積(W)

建物の高さが52m以上の場合

$$A+B+C+E+F+G \leq (a+b+c+d) \times 52m \times \frac{6}{10}$$

↓
総表示面積 総壁面面積積(W)



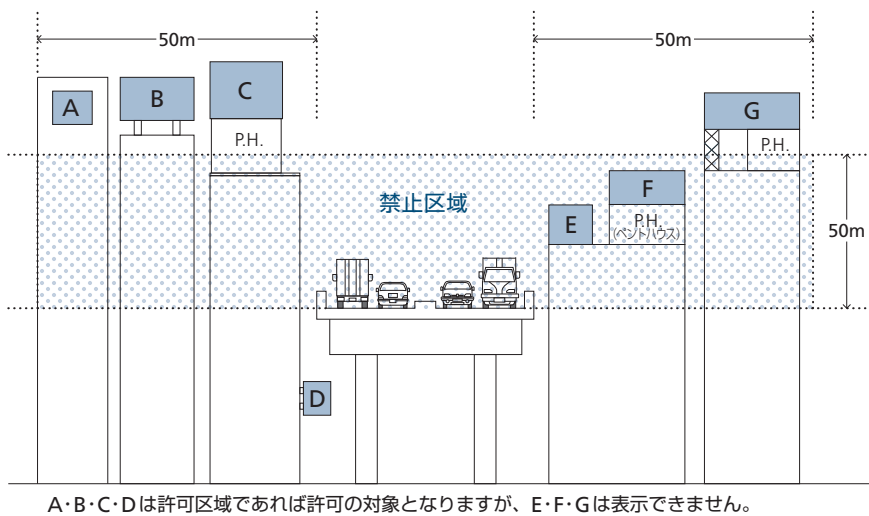
■ 図 総表示面積の規制

特殊な規制

首都高速道路沿道については、下記の禁止区域が定められています。

首都高速道路沿道（都市高速道路）の規制

一般的な規制	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線から両側50m以内で、道路の路面高から高さ15m以下の空間が禁止区域となっています（下図参照）。ただし、下記（※）のように一部に路面高より上が全て禁止区域となる区域があります。 高速道路が上下線で二段以上の場合、各路面高から15m以下の空間が禁止区域となります。
特別な規制	<ul style="list-style-type: none"> 首都高速道路沿道の地域地区等が第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域では、路面高より上の空間が禁止区域になる場合があります（※）。 詳細については、区の屋外広告物の担当までお問い合わせください。



■ 図 首都高速道路沿道の禁止区域

東京都屋外広告物条例に係る所管・お問い合わせ先

板橋区 土木部管理課 占用係
板橋区役所南館 5階 25番窓口 tel.03-3579-2505

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課
都庁第二本庁舎 21階 tel.03-5388-3335